

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における標準賞与額に係る記録を平成16年7月30日は34万4,000円、同年12月30日は23万5,000円、17年7月29日は12万2,000円、同年12月30日は5万9,000円、18年7月31日は12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月30日
② 平成16年12月30日
③ 平成17年7月29日
④ 平成17年12月30日
⑤ 平成18年7月31日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された通帳及びC銀行から提出された取引明細表により、申立人は各申立期間において、株式会社Aから賞与の支払を受けたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成16年分、17年分及び18年分の所得税の確定申告書により確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録における16年、17年及び18年の申立人の標準報酬月額等に基づいて算出される社会保険料等控除額を上回ることが確認できる。

さらに、株式会社Aから賞与の支払を受けたとする複数の同僚が本件と

同じく標準賞与額についての申立てを行っており、その調査において当該複数の同僚が提出した各申立期間に係る賞与明細書によると、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は各申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、上記取引明細表等に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び保険料控除額から、平成16年7月30日は34万4,000円、同年12月30日は23万5,000円、17年7月29日は12万2,000円、同年12月30日は5万9,000円、18年7月31日は12万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る各申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Bに照会しても回答が無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に係る賞与については、事業主による賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付に反映されない記録とされているので、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る平成19年賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（青森）国民年金 事案 1911

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 61 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 61 年 12 月まで
申立期間について、私の母親が昭和 56 年 1 月頃に、A 県 B 郡 C 村（現在は、D 市）で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を 3 年分ぐらいたとめて納付した。その後、E 株式会社に勤務するまでの 6 年間の保険料は、母親が自分の分と一緒に、毎月中旬の昼頃に集金に来ていた同村役場（当時）の職員を通じて納付していた。
申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 8 月 30 日に C 村において払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によれば、申立人の同年 7 月 21 日の国民年金被保険者資格の取得に係る処理が同年 9 月 5 日に行われていることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年 8 月頃に行われたと推認できる。また、申立人に係る同村の国民年金被保険者名簿（CSV データ）及びオンライン記録によれば、申立期間は国民年金の未加入期間とされている。

これらのことから、申立人の母親が申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったことはいかかわらず、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、加入手続が行われたと推認できる平成元年 8 月時点においては、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人に係る改製原附票によれば、申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったとする昭和 56 年 1 月頃は、申立人は、F 県 G 市（現在は、H 市 I 区）に住所を定めていたことが確認できることから、C 村において

国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は高齢で話を聞くことができない上、D市は、「申立期間当時、C村役場職員が国民年金保険料の集金を行っていたかは、資料が無く不明であるが、ほとんどの国民年金被保険者は納税貯蓄組合を通して保険料を納付していたと思われる。また、申立人が集金に来ていたとして名前を挙げている職員は特定できなかった。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3578（宮城厚生年金事案 1541 及び東北（宮城）
厚生年金事案 3408 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで

私は、申立期間について、年金記録確認 A 地方第三者委員会（当時）及び年金記録確認 B 地方第三者委員会に対して申立てを行ったが、記録の訂正は必要でないとする結論であった。

今回、昭和 42 年 1 月から C 株式会社の D 部署で E 職として勤務し、試用期間後の同年 5 月から同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことを思い出した。

申立期間当時、私が以前勤務していた F 株式会社（現在は、G 株式会社）の同僚と文通したことや、E 職として勤務した当初、C 株式会社の社長の娘が高校 3 年生だったことを思い出したので、同社に係る厚生年金保険被保険者期間についても一度調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る 1 回目の申立てについて、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 12 月 28 日から 42 年 12 月 27 日までの期間は F 株式会社に勤務し、43 年 1 月 7 日から同年 4 月 30 日までの期間は C 株式会社に勤務したとして申立てを行っており、41 年 12 月 28 日から 42 年 12 月 27 日までの期間については、i) 同僚に照会した結果、申立人の具体的な退職時期を特定できる回答は得られなかったこと、ii) 申立人の雇用保険の離職年月日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日が符合していること、iii) F 株式会社は、当時の資料を保管しておらず、ほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、また、43 年 1 月 7 日から同年 4 月 30 日ま

での期間については、i) 申立人と同時期にE職として勤務していた同僚の証言から、C株式会社では、E職として勤務する従業員について、必ずしも勤務開始後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったこと、ii) 申立人の雇用保険の被保険者資格取得日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致していること、iii) 同社は、当時の賃金台帳等を保管しておらず、ほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会の決定に基づき、平成22年8月20日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

また、2回目の申立てについて、申立人は、昭和41年12月27日から42年12月28日までの期間にF株式会社に勤務し、同年12月に病気で入院した際に健康保険証を使ったことや、43年1月にH県I市に転居したことを思い出したとして申立てを行っているところ、i) 申立人が受診したとする医療機関を確認できないこと、ii) 申立人に係る戸籍の附票から、申立人は、42年1月15日に同市に住所を移していることが確認できること、iii) G株式会社から提出された申立人に係る労働者名簿の記録と健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載された資格喪失年月日が符合していること、iv) ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成26年5月30日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、昭和42年1月からC株式会社に勤務し、同年5月から厚生年金保険の被保険者資格を取得したとして、同社に係る申立期間を同年5月1日から43年5月1日までの期間に変更しており、申立期間当時の事情を知る者として、同社における申立期間当時の代表取締役の子の名前を挙げているところ、当該代表取締役の子の証言、申立人に係る戸籍の附票等から、申立人は、申立期間において、D部署でE職として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、元代表取締役は既に死亡している上、その子は、当時は確かに高校生であったが、申立期間当時のC株式会社における社会保険の取扱いについては不明と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の事情を知る者として、申立人がF株式会社に勤務していた当時の同僚二人の名前を挙げているところ、照会に対し、いずれも申立人のC株式会社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

このほか、申立期間について、年金記録確認A地方第三者委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3579

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 20 日から 45 年 7 月 1 日まで
国の記録によれば、A株式会社（現在は、B株式会社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。
昭和 44 年 9 月頃にA株式会社本社から同社C営業所に異動し、D事業所に就職する直前までA株式会社C営業所に勤務していた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によれば、申立人のA株式会社に係る離職日は昭和 44 年 12 月 20 日であることが確認できる上、申立期間当時の同社C営業所長は、申立人が申立期間に同社C営業所に勤務していたかどうかは記憶が無い旨述べており、申立人が同社の同僚だったとして名前を挙げた5人のうち、所在が確認できた2人に照会したところ、いずれも申立人のことは知っているが、同社を退職した時期は覚えていない旨回答している。

また、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、資格喪失年月日は昭和 44 年 12 月 20 日であることが確認でき、当該記録が遡及して訂正されるなど不自然な箇所は見当たらない上、45年1月6日に被保険者証が返納された旨の押印が確認できる。

さらに、申立人は、昭和 45 年 7 月 27 日からD事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、同事業所の事業主は、申立人は 44 年 12 月頃から勤務したが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのが 45 年 7 月 27 日であることから、申立人は申立期間において厚生年金保険に加入していなかった旨述べている上、申立人と同日に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚も、申立人が同事業所

に44年12月頃から勤務したのは間違いないが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、自身及び申立人は厚生年金保険に加入していなかった旨述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3580

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月頃 から 51 年 4 月頃まで

私は、申立期間において、A市にあったB株式会社に勤務したが、国の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

B株式会社での勤務期間中に交付された技能講習修了証を所持しており、同社に勤務したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する技能講習修了証を交付したC協会D県支部が保管している申立人に係るE技能講習受講申請書によれば、事業主証明欄にB株式会社の社判が押されていることが確認できることから、申立人は、勤務期間は不明であるが、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所記号払出簿によれば、名称をB株式会社とする事業所は見当たらない上、オンライン記録においても、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、法人登記簿によれば、B株式会社は昭和 59 年 12 月 2 日に解散していることが確認できる上、当時の代表取締役は既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、当時の経理担当であったとする同僚について記憶しているが、姓のみであり、その者を特定することができないことから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。